

9 周産期医療の連携体制

(1) 妊婦健診

機能	妊婦健診を扱う機能(分娩の扱いはない) (日常生活・保健指導を含む)
目標	● 分娩を行う医療機関と連携し、妊婦健診等を含めた分娩前後の診察を行うこと
医療機関に求められる事項	① 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ② 分娩を行う医療機関と連携し妊婦の健康管理が行えること ③ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること

【妊婦健診】妊婦健診を扱う機能(分娩の扱いはない)を担う医療機関一覧

二次保健医療圏	市区町名	施設種別	施設名
広島	広島市中区	診療所	沢崎産婦人科医院
		診療所	河野産婦人科クリニック
		診療所	産婦人科・内科小松クリニック
		診療所	女性クリニック ラポール
		診療所	井樋産婦人科
		診療所	藤井レディースクリニック
		診療所	産婦人科 長尾クリニック
	診療所	医療法人 絹谷産婦人科	
	広島市東区	診療所	ウイミンズ・ヴィセオ クリニック広島
	広島市南区	診療所	芥川産婦人科医院
		診療所	瀬戸産婦人科医院
		診療所	新甲さなえ女性クリニック
	広島市西区	診療所	鈴峰今中医院
		診療所	松尾産婦人科内科医院
	広島市安佐南区	診療所	井上産婦人科クリニック
		診療所	すみれ産婦人科クリニック
広島市安佐北区	診療所	村上産婦人科クリニック	
広島市佐伯区	診療所	さくらウィメンズクリニック	
熊野町	診療所	豊田レディースクリニック	
安芸太田町	病院	安芸太田病院	
広島西	大竹市	病院	広島西医療センター
		診療所	レディースクリニックとよしま医院
	廿日市市	診療所	青葉レディスクリニック
		診療所	かとうレディースクリニック
呉	呉市	診療所	玉木産婦人科クリニック
		診療所	山中レディースクリニック
		診療所	田中産婦人科クリニック
		診療所	木岡産婦人科・きおか皮ふ科クリニック
広島中央	東広島市	診療所	西条ときわクリニック
		診療所	いまじょうクリニック
		診療所	松林レディースクリニック
尾三	三原市	病院	総合病院三原赤十字病院
		病院	尾道市立市民病院
	尾道市	診療所	中郷クリニック
		診療所	中郷クリニック東生口診療所
福山・府中	福山	診療所	小川胃腸科内科産婦人科医院
		診療所	おおもとウィメンズクリニック
		診療所	幸の鳥レディスクリニック
		診療所	重政レディスクリニック
備北	三次市	診療所	堀川レディースクリニック
	庄原市	病院	総合病院庄原赤十字病院

(2) 正常分娩

機能	正常分娩等を扱う機能 【正常分娩】(日常生活・保健指導, 新生児の医療相談を含む。)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 正常分娩に対応すること ● 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと ● 周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により, リスクの低い帝王切開術に対応すること
医療機関に求められる事項	<p>(産科・産婦人科標榜医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産科に必要とされる検査, 診断, 治療が実施可能であること ② 正常分娩を安全に実施可能であること ③ 他の医療機関との連携により, 合併症や, 帝王切開術その他の手術に適切に対応できること ④ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ⑤ 緊急時の搬送にあたっては, 周産期医療情報ネットワーク等を活用し, 病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定することができる。また平時から近隣の高次施設との連携体制が構築できている。 <p>(助産所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 正常な妊娠分娩産褥及び新生児の診断を行い, 異常が認められる場合は, 医師と連携し, 適切に対応できること ② 正常分娩を安全に実施可能であること ③ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること

【正常分娩】正常分娩等を扱う機能を担う医療機関一覧

二次保健医療圏	市区町名	施設種別	施設名
広島	広島市中区	総合周産期母子医療センター	広島市立広島市民病院
		地域周産期母子医療センター	土谷総合病院
		病院	広島赤十字・原爆病院
		病院	医療法人社団正岡病院
		診療所	山岡産婦人科医院
		診療所	中川産科婦人科
	広島市東区	病院	JR広島病院
		診療所	佐々木産婦人科
	広島市南区	総合周産期母子医療センター	県立広島病院
		地域周産期母子医療センター	広島大学病院
		病院	医療法人 慈徳会 真田病院
		診療所	澤崎産婦人科
	広島市西区	診療所	香月産婦人科
	広島市安佐南区	病院	医療法人社団 昭信会 頼島産婦人科病院
		診療所	舛本産婦人科医院
		診療所	フジハラレディースクリニック
		診療所	川崎産婦人科
	広島市安佐北区	病院	広島市立安佐市民病院
		診療所	岡本産婦人科医院
	広島市佐伯区	診療所	河田産婦人科医院
安芸高田市	診療所	おおはた産婦人科	
府中町	診療所	藤東クリニック	
海田町	診療所	津田産婦人科クリニック	
北広島町	病院	北広島病院	
広島西	廿日市市	病院	JA広島総合病院
		診療所	江川レディースクリニック
		診療所	ひさまつ産婦人科医院
呉	呉市	地域周産期母子医療センター	中国労災病院
		地域周産期母子医療センター	呉医療センター
		診療所	末光産婦人科
		診療所	松田医院

二次保健医療圏	市区町名	施設種別	施設名
広島中央	東広島市	地域周産期母子医療センター	東広島医療センター
		診療所	松田医院
		診療所	まごし医院
		診療所	よこやま産婦人科
尾三	三原市	病院	興生総合病院
		診療所	おぼたクリニック
	尾道市	地域周産期母子医療センター	JA尾道総合病院
		診療所	よしはらクリニック
		診療所	堀田レディースクリニック
		診療所	医療法人社団 長谷川産婦人科
福山・府中	福山市	地域周産期母子医療センター	福山医療センター
		病院	福山市民病院
		病院	医療法人秀明会 小池病院
		病院	公立学校共済組合 中国中央病院
		病院	松岡病院
		診療所	白河産婦人科
		診療所	医療法人社団碧会 井口産婦人科小児科医院
		診療所	よしだレディースクリニック内科・小児科
備北	三次市	地域周産期母子医療センター	市立三次中央病院
	庄原市	病院	庄原赤十字病院

【正常分娩】正常分娩等を扱う機能を担う助産所一覧

二次保健医療圏	市区町名	施設種別	施設名
広島	広島市中区	助産所	KEI助産院
	広島市安佐南区	助産所	れいこ助産院
		助産所	たから助産院
	広島市安佐北区	助産所	ゆい助産院
広島中央	竹原市	助産所	つぼみ助産院

(3) 【地域周産期医療】、【総合周産期医療】、【療養・療育支援】を担う医療機関等一覧

二次保健医療圏	【周産期医療】			【療養・療育支援】
	市町名	比較的高度な医療行為を行うことができる機能 【地域周産期医療】	リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等を行うことができる機能 【総合周産期医療】	周産期医療施設を退院した障害児等が生活の場で(施設を含む)で療養・療育できるよう支援する機能 【療養・療育支援】
		地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター	重症心身障害児施設
広島	広島市	土谷総合病院	県立広島病院	重症児・者福祉医療施設 鈴が峯
		広島大学病院	広島市立広島市民病院	
広島西	大竹市	—	—	国立病院機構広島西医療センター 重症心身障害児病棟
	廿日市市	—	—	重症児・者福祉医療施設 原
呉	呉市	国立病院機構呉医療センター	—	ときわ呉
		中国労災病院		
広島中央	東広島市	国立病院機構東広島医療センター	—	国立病院機構賀茂精神医療センター 重症心身障害児病棟
				広島県立障害者療育支援センター (重症心身障害児施設 わかば療育園)
				広島県立障害者リハビリテーションセンター (重症心身障害児施設 若草療育園)
尾三	尾道市	JA尾道総合病院	—	—
福山・府中	福山市	国立病院機構福山医療センター	—	広島県立福山若草園 (福山若草療育園)
備北	三次市	市立三次中央病院	—	子鹿医療療育センター

【地域周産期医療】

機能	周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能 【地域周産期医療】
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること ● 24時間体制での周産期救急医療(緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。)に対応すること
医療機関に求められる事項	○ 国の「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める、地域周産期母子医療センターに求められる施設、設備、人員体制等を整える

【総合周産期医療】

機能	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能 【総合周産期医療】
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること ● 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること
医療機関に求められる事項	○ 国の「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める、総合周産期母子医療センターに求められる施設、設備、人員体制等を整える

【療養・療育支援】

機能	周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む)で療養・療育できるよう支援する機能 【療養・療育支援】
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 周産期医療施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)で療養・療育できる体制を提供すること(地域の保健・福祉との連携等) ● 在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること
医療機関に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れが可能であること ② 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること ③ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整し、適切に療養・療育できる体制を提供すること ④ 地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)を共有していること ⑤ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること ⑥ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること